

令和6年度生徒指導規程

三原市立鷺浦小学校

(趣旨・目的)

この規程は、誰もが安心して安全に学校生活を送ることができ、一人ひとりにルールを守つて生活する力を育成するために指導方針を定めたものです。

児童の健全な育成のため、学校と保護者とが一体となって児童の成長を見守っていきたいと思います。ご理解とご協力をよろしくお願ひ致します。

1 遅刻について

(1) 無断で週3回の遅刻の場合は、指導のうえ、家庭連絡をする。

2 校外への無断の外出について

(1) 許可なく学校の外に出た場合には家庭連絡をする。

3 不要物の持ち込みについて

(1) 本人に指導を行い、保護者に連絡をする。(反省が見られた場合、本人に返却する。)

(2) 改善が認められない場合、保護者との連携のもと、不要物は学校で預かり、保護者に返却をする。

4 授業不参加・授業妨害について

(1) 無断での授業不参加や授業妨害、立ち歩きが続く場合、別室（職員室、校長室）で指導する。

(2) その際、保護者にも連絡・状況の説明をし、家庭でも指導する。

5 器物破損の指導

(1) 学校の施設・物品を壊した場合、本人への指導、保護者への連絡を行う。

(2) 不慮の事故でない限り、保護者が弁償をする。

6 暴言・暴力について

(1) 他の児童に危険がないように本人を別室に呼び、指導を行う。

(2) 保護者に説明し、家庭でも指導をする。

(3) 場合によっては、関係機関（警察等）と連携をする。

7 落書きについて

(1) 落書きをした場合、本人への指導を行う。

(2) 保護者に説明をし、家庭でも指導をする。

(3) 本人が落書きを消す。

8 いじめや児童間トラブルについて

(1) 関係児童の話をよく聴き、事実関係を明らかにする。

(2) 被害者の心のケアとともに、加害者に指導する。

(3) 双方の保護者に状況や指導内容を説明するとともに、再発をさせないための対策を校内で話し合い、決定するとともに、計画的に取り組みを進める。

9 特別な指導について

次の問題を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

①法令・法規の違反 ②本校のきまりに違反し、改善が認められない場合

③いじめの行為 ④学校が生活上危険と判断した場合

[特別な指導]

(1) 説諭（校長、教頭、担当）

(2) 保護者連携による指導

(3) 別室反省指導—登校後、別室で日課に従った学習や作業、及び反省をさせる。

※別室反省指導の実施・期間は、問題行動の程度や繰り返しの状況を鑑み、学校が判断する。

※事案によっては、必要に応じ関係諸機関（市教委・警察・児童相談所など）と連携をとり指導を行う。

(附則)

この規定は令和6年4月1日より施行する。